

＝ 社 協 だ よ り ＝

平成29年10月1日発行

しあわせ

第 107 号

社会福祉法人
棚倉町社会福祉協議会
棚倉町大字棚倉字中居野68番地1
電話 (0247) 33-2623
FAX (0247) 23-1525

平成29年度 サマーショートボランティアスクール



4日間
お疲れさまでした

高校生を対象に夏休みを利用して開催されるサマーショートボランティアスクールは、今年も東白川郡4町村社会福祉協議会合同事業として実施されました。

郡内10施設に27名、棚倉町からは3施設に13名の参加者があり、各自目的をもって参加していました。開講式、事前研修が合同で行われ、担当者からは活動時の注意事項等について指導があり、みんなで確認しました。また、施設へのプレゼントにと、折り紙でアイデア満載のかわいいモビールを作りました。もちろん施設のみなさんに大好評でしたよ！



目次

	ページ
・愛ちゃん希望くんだより	2
・御寄附紹介・あんしんサポート	3
・いきいきくらぶ紹介	4
・社協のホームヘルプサービス	5
・しあわせ指定居宅介護支援事業所	6
・地域包括支援センター	7
・ボランティアセンター	8～9
・お知らせコーナー	10



愛ちゃん希望くんだより



赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動が始まりました



「赤い羽根共同募金」「歳末たすけあい募金」には毎年ご協力を賜り感謝申し上げます。今年もみなさまの温かいご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

29年度の目標

赤い羽根共同募金 1,949,000円
歳末たすけあい募金 2,086,000円
です。

赤い羽根共同募金は、翌年度県内社会福祉事業と棚倉町に配分され、各種団体への助成、サマーショートボランティアスクール開催、ボランティア活動保険料、重度心身障害者自動車燃料費助成事業等への助成金として使われます。

歳末たすけあい募金は、当年度の歳末見舞金贈呈事業、翌年度の夏季見舞金贈呈事業、一人暮らし高齢者火災報知機リース料、高齢者交流会開催、ボランティア活動、新春風まつり凧あげ大会、社協広報発行等の地域福祉活動支援に役立てられます。



- 会社など法人の寄附金は、全額損金算入できます。
- 個人の寄附金は、所得税及び住民税にかかる税上の優遇措置があります。

バザー品を募集しています

受付場所 棚倉町社会福祉協議会(保健福祉センター内)

受付期限 10月23日(月)まで

- ※ 受付物は、新品(未使用品)のものに限らせていただきます。
- ※ 食品等については、お預かりできませんのでご了承ください。
- ※ 持参することができない場合、取りに伺いますので連絡ください。



みなさまのご協力をお願いいたします

赤い羽根共同募金運動チャリティーバザー開催

日時 10月29日(日) 午前9時～午後3時30分

場所 棚倉城跡周辺(わくわく東白川ご当地キャラ祭inたなぐら開催会場内)

みなさまのお越しをお待ちしております

バザーの収益金はすべて福島県共同募金会へ送金し、様々な社会福祉事業へ活用します。

〔お問い合わせ ☎33-2623 担当：富岡〕



ご寄附

社会福祉に役立ててくださいと、多くの方々から善意の寄附金が寄せられました。
深く感謝申し上げます。(平成29年6月23日～平成29年9月11日)

御遺志による寄附 (順不同)

添田 政文様 富 岡	石井 勝紀様 戸 中	木村 光宏様 須賀川市	近藤 忠雄様 寺 山
近藤 正子様 丸 内	戸部 悠大様 寺 山	岸波 一 様 寺 山	伊達 孝 様 寺 山
陣野 二郎様 下山本	高萩 文男様 北 町	石澤 義夫様 城 跡	秦 明 様 逆 川
渡邊 友子様 西中居	高橋 縫蔵様 流		

その他の寄附

♥須藤 義春様 東京都

♥郡山ヤクルト販売株式会社 様
売上金の一部として



日常生活自立支援事業について 愛称(あんしんサポート)

■ 事業のご案内

この事業は、高齢者や障がい者の方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などに関わるお手伝い(援助)をし、その生活を支援する事業です。

◇ 相談の具体的な例

- ・福祉サービスの手続きがわからない…
- ・計画的にお金を使いたいけれどもうまくいかない…
- ・通帳などをしまった場所を忘れてしまう…

◇ 主なサービスの内容

①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスに関する情報提供をします。
- ・福祉サービスを利用又は利用をやめるために必要な手続きをします。
- ・福祉サービスの利用料を支払う手続きをします。
- ・福祉サービスの苦情解決制度を利用する手続きをします。

できないこと

施設等の入所契約、治療・入院に関する契約、介護、看護、買い物、掃除など

②日常的金銭管理サービス

- ・銀行などに行って、日常生活に必要なお金の出し入れを支援します。
- ・医療費や公共料金、家賃などの支払い、口座引き落としの手続きをします。
- ・日用品の代金を支払う手続きをします。

できないこと 不動産や預貯金の資産運用など

③書類等の預かりサービス

- ・預金通帳や印鑑など大切な書類をお預かりし、貸金庫など安全な場所で保管します。

お預かりできないもの

貴金属、骨董品、有価証券、書画、宝石、現金など

◇ 利用料

- ・相談から契約までは無料です。
- ・契約後、サービスが開始してからは1回1時間あたり1,200円の利用料がかかります。
(1時間を超えると30分ごとに400円が加算されます。)
- ※この他、生活支援員の交通費(25円/km)がかかります。

■ 利用手続きについて

社会福祉協議会にご連絡ください。(☎33-2623 担当：松本)

ご本人以外でも、ご家族など身近な方、行政の窓口、民生委員などを通じてのお問合せにも対応します。

いきいきくらぶ紹介

棚倉町からの委託を受け、生きがい活動支援通所事業
いきいきくらぶ(デイサービス)を実施しています。

開催日 毎週火、水、木曜日 送迎が付いています

- 対象者
- ① 基本チェックリストで二次予防事業対象者となられた方
 - ② 65歳以上の一人暮らしの方及び日中独居の方(介護保険認定者以外の方)
 - ③ 介護保険認定結果非該当だった方

事業内容

午前 看護師による健康チェック、軽体操で体を動かし、みんなで歌を歌ったりします。
大きな風呂に入り、みんなで昼食をとり、おしゃべりや昼寝などして過ごします。

午後 創作活動、レクリエーション等盛り沢山の活動を行います。

- 身体の体操(玉入れ、囲碁ゴルフ、風船バレー、お手玉体操 等)
- 頭の体操(折り紙、文字合わせ、間違い探し、ぬりえ、点つなぎ 等)
- おやつ作り ● カラオケ ● カレンダー作り(毎月)
- 季節の行事(七夕飾り作り、夏祭り、クリスマス飾り作り 等)
- ボランティア団体による催し
- 栄養士の話、食生活改善推進委員の皆さんの手作り昼食
- たなちゃん体操サポーターによる認知症予防のエクササイズ 等



月に一度のカレンダー作り



半年に一度の生活機能調査の実施



健康チェック



軽体操で体ほぐし



みんなでお弁当食べてます



お月見つるし飾り作り

参加希望者は、町健康福祉課高齢者係(☎33-7801)

棚倉町地域包括支援センター(☎33-7811)までご連絡下さい。

ごぞんじですか？

社協のホームヘルプサービス

「薬と健康の週間」

10月17日～23日は、医薬品を正しく使用することの大切さなどを1人でも多くの方に知ってもらうために、啓発活動を行う週間です。そこで今回は、薬の正しい使い方について紹介します。

用法・用量を守りましょう

薬は病気やけがを治すのに役立ちますが、どんな薬でも、正しく使わなければ効果がなかったり、副作用を引き起こしたりすることがあります。医師や薬剤師等の専門の方から適切な説明を受けて、正しく理解してから使用しましょう。もし異常を感じたら、自己判断で継続したり、急に中止したりせず、すぐに相談してください。また自覚症状が治まったからといって服用をやめると、病気が再発することや完治しないことがあるため、服用期間を守ることが大切です。服用のタイミングも重要になってきますので、下表を参考にしてください。

- ・食 前……………胃の中に食べ物が入っていないとき
(食事の1時間～30分前)
- ・食 後……………胃の中に食べ物が入っているとき
(食事の後30分以内)
- ・食 間……………食事と食事の間
(食事の2時間前後が目安、食事中ではありません!)
- ・就寝前……………就寝30分くらい前
- ・頓 服……………発作時や症状のひどいとき

規則正しい食生活
にも心掛けることが
大切ですね!



お薬手帳を活用しましょう

通院時にはお薬手帳を持参していますか？高齢者や障がい者の方は、複数の薬を使うことが多く、使用期間も長くなりがちです。また内臓の働きが低下していると、薬が効きすぎたり、思わぬ副作用が現れたりすることがあります。飲み合わせや量が適切かどうかなどを確認するためにも、薬の情報を1冊にまとめておくとう便利です。ご自身で購入した薬を使用することもあると思いますが、そのことも記入しておきましょう。

🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸
棚倉町社会福祉協議会では、下記の通りホームヘルプサービスを実施しています。

サービスの種類	対 象 者	サービスの内容
障害者総合支援法 ・指定居宅介護事業 (身体介護,家事援助) ・地域生活支援事業 (移動支援)	各種事業の受給者証の交付 (支給決定)を受けた ・身体障がい児(者) ・知的障がい児(者) ・精神障がい者	1. 身体介護(入浴、排泄介助等) 2. 家事援助(掃除、洗濯、買物等) 3. 移動支援(社会生活上必要不可欠な外出 及び余暇活動などの社会参加の為の外出)
軽度生活援助事業	介護保険の認定を受けていない ・65歳以上で一人暮らしの方 ・高齢者世帯の方	1. 宅配の手配・食材の買物など食事・食 材の確保 2. 寝具類等大物の洗濯・日干し・クリーニ ングの洗濯物搬出入 3. 家屋内の整理、整頓

料金などの詳しい内容については、お気軽にお問い合わせください。**☎33-2623**(担当：西牧(朋))
(5)

しあわせ指定居宅介護支援事業所

～ケアマネ便り④9～

皆さんは訪問看護についてご存知ですか？

訪問看護とは、かかりつけ医の指示を受けた看護師等が病気や障害を持った方の生活場所であるご自宅に伺い、その人らしい療養生活を送れるように支援するサービスです。訪問看護は医療保険と介護保険に分かれており、料金体系や利用回数等も変わってきます。どちらの保険を利用できるかについては、法令で細かく決まっています。

介護保険での訪問看護は介護保険の要支援・要介護認定を受けた方が対象となり、ケアマネジャーの作成するケアプランに位置づけられます。

☆サービス内容 訪問看護には次のようなサービスがあります。

◆健康チェック 血圧などのバイタルサインのチェック・病状の把握・服薬管理・血糖値管理・療養環境整備	◆介護予防 筋力低下や栄養不足を予防し、寝たきりにならないためのお手伝い
◆療養上のお世話 清潔の援助：入浴・清拭・足浴・つめ切り・着替えの介助 排泄の援助：トイレ等への移動介助・オムツ交換・洗浄・浣腸・摘便 食 事 援 助：脱水予防・栄養相談・体重測定 呼吸への援助：呼吸ケア・排痰援助	◆リハビリテーション ・拘縮予防 ・歩行訓練などの機能回復 ・嚥下訓練 ・ストレッチ・マッサージ ・散歩の介助
◆医師の指示による医療処置 点滴・人工肛門・気管カニューレ・カテーテル管理(留置カテーテル・経管栄養等)	◆認知症ケア ご本人への関わり方や生活上の工夫・危険防止について一緒に考えて、意欲を引き出す
◆医療機器の管理・指導 吸引・吸入・在宅酸素・人工呼吸器等	◆ご家族等への支援 介護方法や社会資源などの相談に対応
◆ターミナルケア ガン末期や終末期に、自宅で過ごすためのお手伝い	◆保健・医療・福祉の連携 医師やケアマネジャーへの連絡

「医療処置はないけれど、訪問看護を頼んでいいのかしら？」とお悩みの方は、担当ケアマネジャーにご相談ください。



棚倉町にお住まいの方が利用できる訪問看護ステーション

はなわ訪問看護ステーション
(埸厚生病院内)
☎43-0073

サミイ訪問看護ステーション
(深谷クリニック内)
☎33-3223

緑が丘さくら診療所
在宅療養支援診療所・訪問看護
☎0248-35-1555

ケアマネジャーが介護保険サービス利用のお手伝いをします。
お気軽にご相談ください。**☎33-2623**(担当:佐藤・江戸・安久津)

(6)

こんにちは！地域包括支援センターです

～地域包括支援センターは、65歳以上の方のなんでも相談窓口です～ ☎33-7811

《高齢者支援アンケート集計結果》

町内に住む65歳以上の1人暮らし、75歳以上の高齢者世帯を対象に身体状況や生活環境などを把握するためアンケートを実施しました。集計結果の一部をお伝えします。

◆実施期間 平成29年1月19日～29年3月31日 ◆対象者数 692人

◆調査方法 民生委員・包括職員による訪問

◆回答率 78% ◆回答数：541人(棚倉：354人 社川：45人 高野：32人 近津・山岡：110人)

内 容	ある	ない	登録したい	無回答
★身体を動かすことに支障はありますか。	31%	64%		5%
★緊急連絡カードはありますか。	22%	63%	4%	11%
★見守りや訪問の支援を希望しますか。	29%	58%		13%
★今後どのようなサービスがあれば良いと思いますか。(複数回答)				
☐ 近所の人が集まってお茶のみ等を楽しむ場	73人			
☐ 食料や日用品を配達してくれるサービス	93人			
☐ 病院へ送迎してくれるサービス	147人			
☐ その他 30人 ☐ 無回答 288人				

※その他の意見

- 公的、私的文書の説明、手続きへの補助
- 除雪支援
- 病院へ薬を取りに行ってくれるサービス
- 免許返納後の移動サービス
- 定期的に自宅に訪問してくれるサービス
- 外来診療等についての医療機関の情報
- 趣味活動の場、集会場の拡充

★災害や急病などの緊急時に心配なことはなんですか。

- 突然の体調不良時の連絡方法、手段
- 身体状況等の問題により避難、連絡ができない
- 支援者(子どもなど)が遠方に住んでおり近くに頼れる人がいない
- 難聴のため防災無線やサイレンの音が聞こえない
- 災害時の衣食住の確保
- 避難時の交通手段

アンケートの結果から

身体を動かすことに支障がない方の割合が高いことから、比較的自立している方が多いことがわかりました。そのため、緊急カードや見守りや訪問支援を希望する割合が低くなったと考えます。また、設問の内容によっては「ない」「無回答」が多く、周知方法の工夫やニーズに合うサービスの構築が必要と考えられます。

交通網の整備など地域全体の問題もありますが、アンケート集計結果や頂いたご意見を今後の支援活動に生かしていきます。

アンケートにご協力頂いた皆様ならびに民生委員の皆様ご協力ありがとうございました。

【お問い合わせ ☎33-7811 担当：後藤、西牧(和)、渡邊、円谷】

(7)

ボランティアセンター



2017夏☆サマーショートボランティアスクール 今年の夏も頑張りました!!

郡内及び近隣の高校生に夏休みの一定期間、ボランティア活動を体験する場を提供することにより、自分たちが住む地域社会の福祉課題や福祉の現状を理解し、ボランティア活動への積極的な参加促進を図ることを目的として毎年実施しています。今回棚倉町では13名の生徒が参加し、「棚倉保育園第1園舎」「棚倉保育園第2園舎」「特別養護老人ホーム寿恵園」で活動しました。みんな暑い中笑顔で頑張っていました。

「子供ってかわいい!」「来年もやりたい!」「福祉施設で働きたい!」と貴重な体験ができ、とても充実した夏休みになったようです。



絵手紙の会 福寿草 ～へたがいい へたでいい～

毎月第1月曜日の午前中、保健センターに集まって描いたものや、家で描いた絵手紙の作品の中から、選りすぐりの100点を白河信用金庫棚倉支店で8月8日～29日の間、展示しました。色鮮やかでそれぞれの個性が出ていて趣があり、訪れた人達の間を楽しませていました。



(8)

棚倉町赤十字奉仕団

毎年、棚倉町在住の75歳以上の一人暮らしの方に、暑中お見舞いのハガキを送る活動をしています。今年300名を超える人たちに、「暑さに負けず元気に過ごして頂けるように」との思いを込めながら、一文字一文字丁寧に書いていました。



たなぐら語りの会

「いきいきくらぶ」で民話等を披露



8月の最後の週に、たなぐら語りの会のみなさんがいきいきくらぶを訪れました。「ねずみのお経」「尻なりしゃもじ」「南山のばか息子」「ほととぎす兄弟」「三つの願いの神様」「子だくさん」「泥かぶらの女の子」の語りは大変興味深く、笑い声もこぼれました。また、原爆の詩の朗読もあり、戦争を体験している人も多いので、「もうあんな思いはしたくない!」と涙を流す場面もありました。最後にハーモニカの伴奏で昔の歌を一緒に歌いました。終わった後は「いきいきくらぶ」参加者のみなさんと雑談を楽しみ「今日は本当に良かった。また聞きたい!」とリクエストの声をいただきました。

7月から9月まで活動して頂いたボランティアの皆さま

- ☆いきいきくらぶ：食生活改善推進員会、たなぐら語りの会
- ☆手作り雑巾ボランティア：永山和子さん、鈴木春枝さん、緑川幸子さん
- ☆棚倉サウンドテーブルテニスクラブ ☆寿恵園訪問：ボランティアあすなろ
- ☆傾聴ボランティア：ほほえみ会 ☆音声コードの会・たなぐら
- ☆地域サロン：カナリヤ会、折り紙サークルつるの会
- ☆タオルをたくさんいただきました。荒川礼子さん



ご協力ありがとうございました。

手作り雑巾ボランティアさん募集!!

家庭にある未使用タオルを集めています。また、集めた未使用タオルを雑巾に縫ってくださる方も募集しています。縫って頂いた雑巾は町内の学校や施設へ贈呈する予定です。自宅で出来るボランティアです。縫物が好きな方、タオル1枚から始めてみませんか?

詳しくはボランティアセンター ☎33-2623 〔担当：岡部〕

お知らせコーナー

《心配ごと相談》

【民生委員による相談】 日時 毎月第2月曜日 午前9時～正午（祝祭日の場合は翌日）
10月10日 11月13日 12月11日 1月9日 2月13日 3月12日

【弁護士による相談】 日時 毎月第3木曜日 午前10時30分～午後3時
10月19日 11月16日 12月21日 1月18日 2月15日 3月15日

電話による受付予約は、前日 9時～17時まで です。
当日 9時～12時まで とします。

あらかじめ電話予約をして、お越しください。電話番号は 33-2623 です。

来所による受付は、当日午前9時～午後3時までとします。

※相談については秘密を守ります。

※相談は棚倉町保健福祉センター内相談室で行います。

※無料で相談に応じますのでお気軽にご利用下さい。

福島県社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度のご案内

生活福祉資金貸付制度とは 低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、資金を貸し付けるもので、市町村社会福祉協議会が窓口となって運営されています。

資金の種類 ①総合支援資金 ②-1 福祉資金福祉費 ②-2 福祉資金緊急小口資金
③教育支援資金 ④-1 不動産担保型生活資金
④-2 要保護世帯向け不動産担保型生活資金
関連する貸付制度……生活復興支援資金、臨時特例つなぎ資金

ご利用いただける世帯 低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯

連帯保証人は必要です 要件 ○原則として、福島県内に居住する方
○日頃から熱心に相談・援助してくれる方で、申込者よりも収入が高い方
○年齢が65歳未満である方。
○借受世帯の償還困難時には連帯保証人として債務を履行することができる方
※一部、連帯保証人を必要としないものもあります。

貸付利子 ○連帯保証人を付けた場合…無利子
○連帯保証人を付けられない場合…年1.5%
※一部、連帯保証人の有無に関わらず無利子のものもあります。

償還方法 原則、預貯金口座からの自動引落となります。

民生委員及び社会福祉協議会等の相談・支援 生活の安定や立て直しを図ることを目的としていますので、申込時から貸付・償還完了まで、担当民生委員が相談・支援を行います。

相談・申込方法は、地区の民生委員、又は市町村社会福祉協議会が窓口です。

棚倉町社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度

町内居住する低所得者の経済的自立と、生活意欲を高めるため生活福祉資金の貸付を行っています。

- ◆貸付限度額 50,000円以内
- ◆貸付期間 10ヶ月以内
- ◆貸付利子 無利子
- ◆償還方法 月割による均等償還及び一時償還
- ◆保証人 町内居住者1名が必要

車椅子を貸し出します

身体に障がいがあり、歩行困難な方のために車椅子をお貸しします。

車椅子の疑似体験(講習会等)に利用したい方にもお貸しします。

